

産業建設委員会

令和5年2月24日(金)
第3委員会室
全員協議会終了後
時分～時分

【委員】川上委員長、田畑副委員長
沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【執行部】

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長
(都市建設部) 戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長

【事務局】大下書記

議題

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月8日(水)の委員会審査日程について
- 3 その他
 - ・要望書「プレミアム付はまだ応援チケット第3弾発行に係る要望書」の配付について
 - ・要望書の配布について
- 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて(委員間で協議)
- 5 【取組課題】浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について(委員間で協議)
- 6 行政視察レポートについて

◆令和5年3月8日(水)10時開催の産業建設委員会における予定議題

【予定議題】

- 1 陳情審査
 - (1) 陳情第73号 三桜酒造跡地の買い取りへの反対を求める陳情について
 - (2) 陳情第75号 企業誘致について
- 2 議案第4号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第9号 財産の取得について(道の駅ゆうひパーク浜田)
- 4 所管事務調査
- 5 執行部報告事項
- 6 その他
- 7 重要案件の意見交換会の案件見直しについて
- 8 【取組課題】浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について
- 9 行政視察レポートについて

陳情番号	73
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果等	

令和5年2月10日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住所 浜田市松原町

氏名 西川 真午

三桜酒造跡地の買い取りへの反対を求める陳情について

【陳情の趣旨】

1 願 意

令和5年2月7日の産業建設委員会において示された「三桜酒造跡地の活用」について、令和5年度に浜田市土地開発公社が三桜酒造跡地を先行取得して、活用方法については検討委員会を立ち上げて検討することとなっており、令和5年度当初予算に検討委員会開催経費及び活用方針策定のコンサルティング業務委託費が計上されていますが、以下の理由により、土地の取得及び関係予算に反対することを議会に求めます。

2 理 由

第一に、現段階で活用の方針が未決定で具体的な計画が無いにもかかわらず、2億4200万円もの費用をかけて土地を取得する理由が理解できません。浜田駅前周辺の賑わい創出が目的とされていますが、目的を達成するための具体的な方策を検討した上で、まずはそれが実現できる場所や広さ、機能などを基に適した遊休施設や市有地の活用を検討すべきですが、今回の件ではこの土地の取得ありきで計画が進められようとしています。

次に、現在浜田市では公共施設再配置方針に基づき、公共施設を廃止や民間譲渡によって削減しているなかで、お魚センターやゆうひパーク浜田などに続き新たな財産を取得することは、方針に反して将来にわたり無駄な財政負担を増やすこととなります。

また、民間の不良資産や遊休施設を官が取得することは、その財産の用途の自由度を奪うこととなり、民間の活力を削ぐことにもなりかねません。行政の役割は財産の取得ではなく活力を生み出す持続可能な仕組づくりであり、そこに投資をすべきと考えます。

そして何より、本件が市民からの意見聴取や市民への説明、議会での議論などが十分なされずに提案されたことは、市民不在の市政運営と言わざるを得ません。

以上の理由により、三桜酒造跡地の買い取りについて反対することを議会に求めます。



陳情番号	75
付託先委員会	産業建設委員会
審査結果等	

浜田市議会議長様

陳情 (重要)

2023年 2月 10日

②

口頭での説明を希望します。浜田市日脚町 [REDACTED] 森谷公昭 [REDACTED]

件名 企業誘致について

趣旨 企業誘致で誘致企業も地元企業も困る場合がある

何の目的の誘致か？効果の検証はどのようにするか？割を食う企業はないか？

程度のことは、調査、確定して出発することを検討してほしい。

内容

企業誘致をすとかしないとかいうことがあります。

企業誘致は浜田市島根県というレベルの簡単に言うと田舎（人口が少ないところ）へ企業誘致ですね。

これは「してはいけないんじゃないか」ということも考えないといけません。

わかりますか企業をね、田舎に会社が少ないから、

都会から「会社さん来てくれ、島根県に来てくれ浜田市に来てくれ」って言うわけですよ。

そしたら浜田市が活性化する島根県が活性化すると言われてます。そうでしょうか？

税金はただにします、補助金出します、会社さん来てください。

企業誘致してきてくださいって言うんですよ。

ちょっと待ってね。

いままで、地域に貢献し、頑張ってきた地元の企業の方をほったらかして？

なんかおかしいでしょ？

企業誘致っていうことは、従業員が50人必要な企業が、島根県浜田市にボンと来るわけです。

そうすると、そこに人（従業員）が必要になるわけでしょ。

でも人口減少で人がいないわけです。

人が集まらないと、会社が動かない。

そうでしょ。

そして今、浜田にある会社も人手不足なんです。

人が欲しい人が欲しいなって言ってるんですよ。

求人を出しても人が集まらない、そんな感じなんですよ。

それなのに、企業誘致、東京から企業を引っ張ってきましたよ。

従業員は、50人以上雇いますよ。

っていうときに人が集まらなかったら、企業は田舎来たのに、せっかく来たのに、困っちゃうじゃないですか？



そういうことを考えないんですか？と思うんです。
おまけに、都会から来た企業は給料が高いわけです。

浜田市の企業が20万円で、アップアップしながら求人する。
都会の企業は30万円で求人してもやっていける。
30万円に慣れてるので、いたくもかゆくもない。
そうしたときに、地元の企業これなんですよ。
そういう企業が来て求人をしたとしますねチラシで30万で来てください。

そうすると、地元の企業に勤めてた人が俺10年20年勤めたけど20万円しかもらえないぞと。
今度来る企業って30万円か。

「新入社員になっちゃうけど、30万もらえるんだったら、そこに行こうかな」ということで行くわけですよ。

そうすると、この誘致企業に地元企業から人が流出することになる。浜田の会社からね。

この前東京から来たばかりの森谷企業に50人ものが流れちゃうわけです。
そしたら、今でも人手不足で今困ってるのに、ますます地元の企業が困っていく。
だから企業誘致は「人手不足や人口減少のときにしちゃいけない」ってことなんです。
矛盾してるんですよ。
あの島根県、浜田市って人口が少なくて、人手不足のところに誘致すると
共倒れになりかねない、ってことも考えないといけない。

人口が減って、その企業が持たなくなると、
後継者がいないとかって言うじゃない？
後継者っていうのは、次の社長ってこと。
浜田だからH会社がありました。
従業員が定年で辞めていくけど社員が入らない。
退職した社員に頼んで、やっと来てもらっている。
仕事があっても手が回らない。
10人の会社が7人になって3人になって、もうほとんど退職した後のおじいちゃんみたいな人が3人でやってるよみたいな。
企業を少なくなって困るじゃない？っていうことですよ。
会社に入ってくる人がいない、人口が減少している。
これ、ぴったり合ってるじゃないですか。
人口減少した人が入ってこないなら、それで別に文句ないじゃないですか。
後継ぎ跡がないとか後継ぎがいるっていうこと自体がおかしいでしょ、
企業に後継ぎっていう感覚？

自分の会社は、持ち物ではないですからね。

社会の仕事をするとところなんですから、自分の子供が引き継がなくなったっていいんですよ。

誰が引き継いでもいいんですよ。

そうするとね、浜田の会社HとIっていう会社どっちも同じように、仕事が少なくなったとするじゃないですか。

そうすると二つが一緒になってもいいし、Hがいなくなったら、その仕事を同じ同業者I、同じ仕事をする会社Iの仕事が増えるわけでしょ。

問題ないじゃない？

ま、Iも人手不足になるという考えもありますね。

でも、人口減少しているんでしょ？

仕事自体が少なくなるんでしょ？

逆に昔どんどん大きくなったときは、独立して俺も社長になる、俺も会社作って社長になるって会社が増えていった。

人口減少したらそれと反対で、これでもう、後継ぎがないからやめますとか、

IさんわたしHは会社を無くします。うちHの仕事全部引き継いでよ

このいわゆるM&Aってやつですよ。

企業が合併するとかさ、そういうことすれば済むことなんですよ。

だから、さっき言ったように増えたら拡大、新規事業でしょ。

その反対になってるだけだから当たり前のことなんですよ。

UターンとかIターンとかね、関係ないですよ。これにこだわる必要ないんですよ。

無理やり引き連れてくる、無理やり戻ってもらうということは必要ないんですよ。

やっぱ人間の職業選択は自由、住む場所の選択も自由に決まってるでしょ。

そこであんまり、島根県だとか浜田市だとかが、餌をぶら下げて、どうだどうだやってやるのはよくないんじゃないですかね。

というのはね。

自分の人生は自分が決めるわけですよ。

そういうその餌ばかりに飛びついていく人生も良いかもしれませんが、

人の人生をコントロールしすぎるのは、良いはずはないでしょう？

教育システムが、先生のいうことをきけ的なシステムで生徒の自主性を伸ばすシステムではないので仕方がないけど、どこかで気が付いてほしいですね。

そうなった前提で県を運営すればいいんですよ。人が少なくなったら少なくなる。

企業人が少ないから企業の仕事がなくなる。

そしたら二つの会社が一つになればいいだけでしょ。
そうやって県や市を運営するんですよ。

県民、市民の自主性をねもっと信じなきゃいけないですね。
ただ女性の潜在力で女性が優れてるわけじゃないんですよ。

男性、女性は同じじゃないですか
個人で比べたら、イチローと僕は違うとかあるじゃないですか。
でも今ね、本来に人口で言うと、女と男ってほぼ5分5分。

だけど役所とか企業に行ってみるとね。
なんか男が7ぐらいで女が3ぐらいとかね。
看護師さんの世界とか別かもしれませんが、特殊なのはね、普通にいくと7:3とか8:2とかで
しょ。
その残りの4か、残りの6はどこで何してるんだということなんですよ。
足したら10を超えますが、分かりますよね。

大体、一般に、子育て中とか主婦だからとかは、子供や家のことがあるから簡単なバイトをしたい人も多いです。

そもそも人間の能力は男が優れてるわけじゃないのに、ここの活用がされてないわけですよ。
優れている女性は、存在してるわけですよ。

役所に何やるんだったら、いや、男が7と女が3いるんだったら、女の4はどこにいるんだと、どっかにいるはずなんですよ。

どっかにいるはずで普通の能力を持ってるはずだから、ここを活用すれば、会社の人材不足はなくなるんじゃないかなと思うんですよ。
ちゃんと目をつけるところに目をつけなきゃいけないんですよ。

あとね、子供を産む結婚して子供を産むと、そうするとき、きちんとして正社員で働いてた女の人も結婚を機会にやめちゃうとかね。
結婚を機会には辞めないんだけど、子供ができて出産するからやめちゃうとかね、そういうことになるわけですよ。

で、止めなくっても復職したときに、今度は正社員で復職できませんよってということなんで、復職っていうのも、あの、元の職場に戻ることでしょ。

まだ市役所に勤めてたとしたら、浜田市役所ね。

何て言うんすかね、国や県や市のお金を使うから湯水のごとくこのお金を使うから、もう戻る戻らにならないんですけども、市役所じゃなくて普通の民間企業、普通の会社のこと、民間企業っていうけど、民間企業の場合は、戻って来れたっていう休んでる間、3ヶ月とか1年とか、その休んでる間、余ってた人じゃないわけですからね、誰かに言うのや。

その人のA子さんならA子さんの仕事をやるわけですよ。

で、じゃあ私復帰しますよって子さんが帰って言うか、帰って戻ってきたからといって、A子さんの仕事を他の人がやっちゃってるわけだから。

また戻るわけにもいかないでしょう。

戻るに戻れないみたいな感じになるわけですよ。

そしてアルバイトで給料が3分の1でいいんだよ、戻ってきて、何かみんなのお手伝いしてよってなると30万もらってたのに15万とかね。

どうかすると10万円とかかっちゃうわけですよ。

休み休めと言われてね、フルで20日でなくても15日ぐらい出てくれればいいよみたいな感じやすくなっちゃうわけですよ。

そうすると、子供を産んだら給料が安くなるから子供がちょっと抑えようとかってなっちゃって、人口減少にも繋がっちゃうわけですよ。

ちゅうことなんですよ。

令和 5 年 2 月 17 日

総務文教委員会 委員長 永 見 利 久 様
福祉環境委員会 委員長 小 川 稔 宏 様
産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄 様

議会運営委員会
委員長 布 施 賢 司



重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 5 年 2 月 17 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 10 日までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定することを申し添えます。

記

- 1 提出案件数 2～3 件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能です。）

以上

重要案件の意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市重要案件の意見交換会規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、重要案件の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催を要請する場合、市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択する。

(1) 歴史文化保存展示施設について

(2) まちづくり施策について

(3) 公共交通再編について

(4) 子育て支援について

(5) 健康寿命の延伸について

(6) 環境問題について

(7) 漁港エリア活性化について

(8) 農業問題について

(9) 商業エリア活性化について

2 第1項の案件については、委員会等の申し出に基づいて議会運営委員会で協議の上、追加及び削除できるものとする。

3 第1項に定める案件以外の案件について意見交換会の開催申込があった場合は、開催の可否と合わせて議会運営委員会に諮る。

4 第1項に定める案件の見直しは、毎年3月に行うものとする。

(開催の決定)

第3条 規程第3条に基づく意見交換会の開催の可否は、案件（第2条第3項の場合のみ）及び申込団体について次に掲げる項目等を勘案し、議会運営委員会で協議の上決定する。

① 案件については、「市民との意見交換会を通じて施策に反映させる」という開催の趣旨に合致したものであること

② 申込団体については、公共的団体やNPO、企業、任意団体などで、実際に活動を行う団体であること

(開催申込等)

第4条 規程第4条第1項第2号に規定する団体は、次のとおりとする。

(1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体

(2) 活動実態がないと認められる団体

2 規程第4条第2項に定める申込書の提出期日は、開催希望日の30日前とする。

3 市民の出席者は3名以上20名以下とする（同条第2項第1号の出席者名簿により確認）。議会が開催する場合も同様とする。

4 規程第4条第2項第2号に定める書類は、団体の概要及び活動状況が分かる書類とする。

(出席議員)

第5条 規程第5条第1項に定める出席議員以外の議員で出席を希望する議員は、あらかじめ議長に申し出るものとする。

2 議長は、前項の申し出を受け、規程第5条第2号の手続きにより出席議員として指定するものとする。

(記録者等)

第6条 意見交換会の進行係及び規程第6条に定める記録者は、出席議員で協議の上、開催日までに決定しておくものとする。

(報告書)

第7条 規程第6条に規定する様式は別記様式1とする。

(結果の公開等)

第8条 意見交換会の結果は、ホームページ等で公開するとともに、議員は、その結果を市の施策や議会での論議に活かすよう努めるものとする。

(その他)

第9条 規程及びこの実施要領に定めない事項については、議会運営委員会で協議の上決定する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

重要案件の意見交換会 報告書

意見交換会の案件	
意見交換会の相手先 （団体名）	
参加人数	
開催日時	年 月 日 時 ～ 時
開催場所	
担当委員会 （出席委員名）	（進行係 _____、記録者 _____）
要点等	

浜田市議会議長 様

年 月 日

浜田市議会重要案件の意見交換会規程第6条第1項の規定により提出します。

委員会委員長

《今後の取組課題について》

取組課題である「浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について」は、今年6月定例会議において、委員会代表質問を行うことで提言とする方向で現在、調査・研究を行っている。

その後の取組課題として、一日議会で産業建設委員会の取り扱いとなった案件について取り組みたいと考える。

R3年度の一日議会で産業建設委員会が取り扱い執行部に働きかけるとした案件

(1) 城山登山口回りの整備

回答:担当課が計画的に実施するよう働きかける。

(2) 浜田市でのリモートワーク(テレワーク)の推進について

回答:都市部の企業とのマッチングができる体制の整備を進めるよう担当課に働きかける。

(3) 駅前の岩多屋の跡を観光的、歴史文化的、教育的に貢献する場所に

回答:市の方針を見極めた上で駅前のにぎわい創出につなげるよう働きかける。

(4) 人口減少・少子高齢化の浜田市 コロナ禍だからこそインターネット環境の整備が必要

回答:利用できる施設を見極め、活用の機会を創出するよう働きかける。

●1/26の協議内容から

委員からの意見

- 4件とも、執行部に働きかけると回答した以上は取り組んでいる姿勢が少しでも見えるようにしなければ。
- 城山登山口周りの整備については、1年以上たって全く整備されてない。発言者の思いを酌み取るなら、少しでも見える化するよう。城山登山口周りの整備予定くらいは示してほしいと、我々から担当課に言うべき。
- 働きかけた証拠を残し、なおかつ回答を求める。すぐできないので検討するという回答でもよいと思う。